

○参考 1 教育職員免許状取得に要する単位数について

以下の各表に記載している「最低修得単位数」は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定されている単位数であり、教育学部が定める必要単位数とは異なります。

小学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	2種免許状	備考	
基礎資格			学士の学位	短期大学士の学位		
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2		
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 各教科の指導法 （各教科：国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の9教科） ----- 道徳の指導法 ----- 特別活動の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	9教科各2単位 計18	22	6教科(音楽・図工・体育のうち2以上を含む)各2単位 計12	14
			2			
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及び方法	4	4
	第五欄 総合演習		2	2		
	第六欄 教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計			41	31		
教科又は教職に関する科目	教科に関する科目		10	2	1以上の科目について修得するものとする。	
	教職に関する科目					
	教職に関する科目に準ずる科目					
教科に関する科目	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育		8	4	9教科のうち1以上の科目について修得するものとする。	
合 計			59	37		

中学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	2種免許状	備考		
基礎資格			学士の学位	短期大学の学位			
	欄	科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数		
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等		2	2	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		6	4	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 各教科の指導法 （国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語） ----- 道徳の指導法 ----- 特別活動の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		2	2	各教科の指導法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
			2	1	4		
	第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及び方法		4	4	
	第五欄	総合演習			2	2	
第六欄	教育実習			5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計			31	21			
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目			8	4	1以上の科目について修得するものとする。
		教職に関する科目					
		教職に関する科目に準ずる科目					
教科に関する科目		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語	20	10		別表の第1欄に掲げる科目について修得するものとする。	
合 計			59	35			

別表（中学校）

第一欄 免許教科	第二欄 教科に関する科目	最低修得単位数			
		1種免許状		2種免許状	
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～	10
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～	10
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～	10

備考 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

高等学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	備 考
基礎資格			学士の学位	
	欄 科 目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	2	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	6	
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	6	各教科の指導法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
	第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	
	第五欄	総合演習	2	
	第六欄	教育実習	3	事前及び事後の指導 1 単位を含む。
教職に関する科目計			23	
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目	16	1以上の科目について修得するものとする。
		教職に関する科目		
		教職に関する科目に準ずる科目		
教科に関する科目		国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、家庭、情報、英語	20	別表の第1欄に掲げる科目について修得するものとする。
合 計			59	

別表（高等学校）

第一欄	第 二 欄	最低修得単位数	
免許教科	教 科 に 関 す る 科 目		
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学	1～ 1～ 1～	20
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	1～ 1～ 1～ 1～	20
公民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1～ 1～ 1～	20
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～	20
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～	20
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～	20
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～	20

備考 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

特別支援学校教諭普通免許状（平成19年度以降入学者適用）

免許状の種類			1種免許状			2種免許状			担当可能領域	備考
基礎資格			学士の学位及び小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること			小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること				
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数							
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2			2			全領域	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	16	1	4	8	視覚又は聴覚
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1			
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	2		知的、肢体又は病弱
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5			3			全領域
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3			3			全領域	事前及び事後の指導1単位を含む。
合計			26			16				

備考 1種免許状を取得する場合、上記表の各科目ごとに定められた最低修得単位数を含め、特別支援教育に関する科目を26単位以上修得すること。

特別支援学校教諭普通免許状（平成18年度以前入学者適用）

免許状の種類			1種免許状			2種免許状			備考
基礎資格			学士の学位及び小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること			小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること			
欄	科目	最低修得単位数							
特殊教育に関する科目	第一欄	教育の基礎理論に関する科目	4			2			
	第二欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	6			4			
	第三欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	6			4			
	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3			3			事前及び事後の指導1単位を含む。
合計			23			13			

備考 1種免許状を取得する場合、上記表の各科目ごとに定められた最低修得単位数を含め、特殊教育に関する科目を23単位以上修得すること。

幼稚園教諭普通免許状

免許状の種類				1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格				学士の学位	短期大学士の学位	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数		
		第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 保育内容の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	18	12		
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ----- 幼児理解の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2		
第五欄	総合演習		2	2		
第六欄	教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計				35	27	
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目	10	/	1以上の科目について修得するものとする。	
		教職に関する科目				
		教職に関する科目に準ずる科目				
教科に関する科目		国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育	6	4	1以上の科目について修得するものとする。	
合 計				51	31	

養護教諭普通免許状

免許状の種類				1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格				学士の学位	短期大学士の学位	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数		
教職に関する科目	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等		2	2	
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		4	2	
	第四欄 教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 道徳及び特別活動に関する内容		4	2	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	第五欄 生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		4	2	
	第六欄	総合演習			2	2
第六欄	養護実習			5	4	事前及び事後の指導1単位を含む。
教職に関する科目計				21	14	
養護又は教職に関する科目		養護に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目		7	4	1以上の科目について修得するものとする。
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）		4	2		
	学校保健		2	1		
	養護概説		2	1		
	健康相談活動の理論及び方法		2	2		
	栄養学（食品学を含む。）		2	2		
	解剖学及び生理学		2	2		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		2	2		
	精神保健		2	2		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		10	10		
養護に関する科目計				28	24	
合計				56	42	

備考 「 」内に表示された養護に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

IV 教育実習等について

1 教育実習

教育実習は、教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び学校教員インターンシップからなり、積み上げ方式なので、教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・という順序で履修することになります。

(1) 教育実習Ⅰ（必修科目）

1年次での附属4校園における4日間の観察・参加実習と、2年次での特別支援学校における2日間の観察・参加実習（特別支援教育コースを除く。）をもって1単位となります。

(2) 教育実習Ⅱ（必修科目）

教育実習Ⅱ（学部内演習授業：講義題目は、〇〇実習基礎研究）は、3年次での教育実習Ⅲ（主免許）の事前・事後指導です。なお、教育実習Ⅱの成績評価は、教育実習Ⅲと併せて行います。

特別支援教育コースの学生は、教育実習Ⅱ及び、特別支援教育実習Ⅱを履修してください。

(3) 教育実習Ⅲ（必修科目）

教育実習Ⅰ～Ⅳの中で中核となる実習です。所属コースに対応した主免許の実習を附属学校園で4週間実施します。

教育実習Ⅲの履修にあたっては、その履修時期までに19頁の「7(2)教育実習Ⅲの履修資格」の基準を満たさなければなりません。

なお、特別支援教育コースでは基礎となる附属小・中学校での教育実習Ⅲに加え、附属特別支援学校で特別支援教育実習Ⅲ（2年次1週間、3年次3週間）を実施します。

(4) 教育実習Ⅳ（選択科目）

教育実習Ⅳは、教科指導や生徒指導等ができるように、より実践的な指導力の基礎を育成するために、公立の小・中学校及び幼稚園で1週間実施する応用実習です。教職に就く予定の学生は、是非履修してください。

(5) 学校教員インターンシップ

岡山県教育委員会との連携協力により「学校教員インターンシップ」を4年次後期に実施します。卒業後、教職に就く予定の学生は、是非履修してください。

2 養護実習

養護実習は、養護実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣからなります。

(1) 養護実習Ⅰ（必修科目）

1年次での附属4校園における4日間の観察・参加実習と、2年次での特別支援学校における2日間の観察・参加実習をもって1単位となります。

(2) 養護実習Ⅱ（必修科目）

養護実習Ⅱ（学部内演習授業：講義題目は、養護実習基礎研究）は、3年次での養護実習Ⅲ（主免許）の事前・事後指導です。

(3) 養護実習Ⅲ、養護実習Ⅳ（必修科目）

養護実習Ⅲは附属学校園において1週間、養護実習Ⅳは公立学校において2週間実施します。

養護実習Ⅲの履修にあたっては、その履修時期までに20頁の「8(2)養護実習Ⅲの履修資格」の基準を満たさなければなりません。

3 保育実習

幼稚園教育・保育所保育専門系の学生が対象です。

保育実習は、2・3年次（平成18年度入学者は、3年次）における『保育実習（Ⅰ事前・事後指導）』と、本実習の『保育実習（ⅠA）』、『保育実習（ⅠB）』及び『保育実習Ⅱ』からなります。

なお、単位数については73頁記載の系関係科目「幼稚園教育・保育所保育専門系学生対象」を参照してください。

(1) 保育実習（Ⅰ事前・事後指導）

保育所と社会福祉施設における本実習に備えて、それらの事前・事後指導を学内で行うもので、この授業科目を修得しなければ本実習（ⅠA、ⅠB、Ⅱ）を履修することはできません。

(2) 保育実習（ⅠA）

2年次の後期（平成18年度入学者は、3年次の後期）に保育所において、10日間の実習を行います。

(3) 保育実習（ⅠB）

3年次の前期に社会福祉施設において、10日間の実習を行います。

(4) 保育実習Ⅱ

3年次の後期に保育所において、10日間の実習を行います。

4 履修手続き及び履修方法

(1) 教育実習Ⅰ・養護実習Ⅰを履修する場合は、定められた期日までに、「教育実習・養護実習履修届」を教務学生係に提出しなければなりません。また、教育実習Ⅲ・Ⅳ、養護実習Ⅲ・Ⅳを履修する場合は、定められた期日までに、「教育実習・養護実習履修調書」を教務学生係に提出しなければなりません。

なお、教育実習Ⅱ・養護実習Ⅱを履修する場合は、Webにより履修登録を行ってください。

(2) 保育実習を履修しようとする者は、保育実習担当教員の指示に従って、必要な手続きをしなければなりません。

(3) 教育実習・養護実習及び保育実習は、**全出席を原則とします。**

(4) 教育実習・養護実習及び保育実習の事前・事後指導及び実習校別オリエンテーションは、それぞれの実習の一部なので、これを**必ず受けなければなりません。**

(5) 健康診断

1) 教育実習・養護実習を履修しようとする者は、春に実施される定期健康診断を受けなければなりません。

2) 保育実習を履修しようとする者は、上記の定期健康診断のほか、別に指示する検査を受診しなければなりません。

(6) 学生教育研究災害傷害保険等への加入

教育実習・養護実習及び保育実習を履修しようとする者は、実習中の事故に備えて、「学生教育研究災害傷害保険」に加入しなければなりません。詳細は教務学生係に問い合わせてください。

5 教育実習・養護実習に伴う通常授業の補講等の措置について

授業科目の単位修得には、授業時間の3分の2以上の出席が前提となります。

このため、下記に記載する主免許及び副免許実習のために、教育学部の専門科目の授業を欠席する場合は、所定の手続きを経て、後日、補講等を受講する必要があります。

(1) 手続き方法

実習前までに、教務学生係窓口に備え付けの「欠席届（所定用紙）」に必要事項を記入の上、各自で各授業担当教員に提出してください。

注1 後期開始直後から実習が始まる場合は、実習終了後速やかに欠席届を提出してください。

2 この欠席届は、教育学部の専門科目についてのみ措置するもので、教養教育科目及び他学部の専門教育科目は対象となりません。

(2) 補講等の連絡

実習終了後、補講等の措置について各授業担当教員から指示がありますので、その指示に従ってください。

(3) 欠席届の対象となる教育実習・養護実習

区分	実習名
主免許	教育実習Ⅰ，Ⅲ，Ⅳ
	特別支援教育実習Ⅲ
	養護実習Ⅰ，Ⅲ，Ⅳ
副免許	教育実習Ⅲ
	特別支援教育実習Ⅲ

6 介護等体験

小学校及び中学校教諭の普通免許状の取得には、2年次に特別支援学校で2日間、社会福祉施設等で5日間、合計7日間の「介護等体験」を必ず受けなければなりません。詳細は別途掲示によりお知らせします。

なお、教育実習Ⅰ（2年次観察・参加実習）は特別支援学校での2日間の介護等体験を兼ねています。

介護等体験実施後は、介護等体験を修了した旨の「証明書」が交付されます。この「証明書」は4年次の11月頃に行う教育職員免許状申請の際に必要となります。紛失しても原則として再発行されませんので、各自責任をもって「証明書」を保管してください。

7 学校教育教員養成課程 教育実習の単位数・履修時期・履修資格

(1) 教育実習の単位数・履修時期

実習の種類・単位数		コース等	コース等		特別支援教育コース				幼児教育コース	履修時期		
			小学校教育コース	中学校教育コース	小：障	中：障	中：障	中：障				
必修	主免許実習単位	I	1								1・2年次	
		II	1	1	1	1	1	1	1	3年次 (障は2年次後期)		
		III	4	4	4	※1 4	4	※1 4	4	3年次後期		
選択	応用実習単位	IV	1	1	—	—	—	—	1	4年次前期		
	学校教員インターンシップ単位		1	1	1			1	1	4年次後期		
	副免許実習単位	種類	中：障：幼	小：障：幼	—	—	小：中：障					
		I	—	—	—	—	—	—	—	—		
II ^{※2}		—	1	—	—	1	—	—	—	1	3年次後期	
III ^{※3}	2	2	2	2	2	2	—	—	2	2	2	4年次

※1 特別支援教育実習の一部は、2年次で行います。なお、この場合は観察・参加を中心とするので、履修に必要な最低修得単位数(72)の規定を受けません。

※2 副免許で幼、小、中、高の免許を取得する場合、主免許用の教育実習Ⅱを履修していれば、副免許のための教育実習Ⅱは省くことができます。ただし、特別支援学校(旧・養護学校)の免許を取得する場合は特別支援教育実習Ⅱを履修してください。

※3 副免許取得のための教育実習は、附属学校園の受入可能人数を超えた場合、履修できないことがあります。

(2) 教育実習Ⅲの履修資格

教育実習Ⅲを履修する年度の前期までに必ず下記の単位数を修得してください。

科目区分		コース等	コース等		特別支援教育コース		幼児教育コース			
			小学校教育コース	中学校教育コース	小：障	中：障				
履修に必要な最低修得単位数	教養教育科目									
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目								
		教育の基礎理論に関する科目	1	2	8	1	2	8	1	2
		教育課程及び指導法に関する科目								
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2		2		2		2	
		総合演習								
		教育実習Ⅰ	1		1		1		1	
		教育実習Ⅱ [*]	1		1		1		1	
	教科に関する科目									
	教科又は教職に関する科目									
専修科目・自由選択科目										
総単位数			7	2	7	2	7	2	7	2

※ 履修中を含みます。

8 養護教諭養成課程 養護実習の単位数・履修時期・履修資格及び教育実習（保健）の単位数・履修時期

(1) 養護実習及び教育実習（保健）の単位数・履修時期等

実習の種類		単位数	履修時期	内容	
必修	養護実習	I	1	1・2年次	観察・参加
		II	1	2年次後期	基礎研究
		III	1	3年次前期	附属校園
		IV	2	3年次後期	協力校
選択	教育実習（保健）*	I	—		
		II	1	3年次後期	基礎研究
		III	4	4年次前・後期	附属中・協力校

※ 副免許（保健）のための教育実習Ⅲは4年次前期に協力校において2週間、4年次後期に附属中学校において2週間実施し、両方あわせて4単位となります。なお、3年次後期に教育実習Ⅱを履修しておかなければなりません。

(2) 養護実習Ⅲの履修資格

養護実習前までに必ず下記の単位数を修得してください。

科目区分		単位数	
履修に必要な最低修得単位数	教養教育科目		
	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	8
		教育の基礎理論に関する科目	
		教育課程及び指導法に関する科目	
		生徒指導及び教育相談に関する科目	2
		総合演習	
		養護実習Ⅰ	1
		養護実習Ⅱ	1
		養護に関する科目	
		養護又は教職に関する科目	
	自由選択科目		
総単位数		60	